

令和7年度 明徳っ子のきまり

呉市立明徳小学校

「明徳っこのきまり」は、みんなが楽しく気持ちよく、安全に生活するために、とても大切な約束です。一人一人がきちんと知っておきましょう。そして、おたがいに声をかけ合って、みんなで守るようにしましょう。

＜登下校＞

- 朝は7時30分から8時10分までに決められた通学路を通して登校し、知らせた時刻に下校します。
- バスを使って学校に通う人は、「バス通学の約束」を守って安全に通学します。
- 登下校には、ぼうしをかぶります。
- 放課後、学校を出たら決められた通学路を通して安全に家に帰ります。



＜学校の中＞

- 登校したら、下校するまで勝手に学校の外に出ません。
- 学習に必要なものなどは持ってきてません。
- 特別教室(理科・図工室, 家庭科室, 図書室, 音楽室, 多目的室)は、必ず先生の許可をもらってから使います。
- 運動場で遊ぶときは、次のきまりを守って元気に遊びます。
 - ★校舎の裏、車が入って来る駐車場や門の近くでは遊びません。駐車場の門から出入りしません。
 - ★ブランコの二人乗り、立ちこぎをしません。また、こいでいる人の後ろに立ちません。
 - ★木や金属のバット、硬いボールを使った野球はしません。
 - ★運動場が雨などでぬかるんでいるときは、遊びません。
- 危険なことは、絶対にしません。自分の命、友達の命を大切にします。
- 体操服は学校で着替えます。
 - 体操服の下からシャツがはみ出さないようにします。ハーフパンツの下にタイツをはきません。
 - 12月～2月は体操服の上にジャージ(上下)を着てもいいです。
- 外では赤白帽子や帽子をかぶって遊びます。
- 学習や運動がしやすい自然な髪型にします。髪の毛が、肩にかかって長い場合は、ゴム(黒・紺・茶)で結びます。前髪は目にかからないようにします。



がっこう そと
＜学校の外＞

- 1 道路を横断するときは、交通ルールを守り、左右の安全を十分に確認し、車からよく見えるように手を挙げて渡ります。
- 2 細い道や曲がり角、車の通る道などの歩き方には、十分に気を付けます。
- 3 自転車は、交通安全教室で学んだことを守って、正しい乗り方で安全に乗ります。二人乗りはしません。（道で自転車に乗れるのは、交通安全教室を受けた3年生からです。）
- 4 歩道では、自転車に乗りません。
- 5 交差点での一時停止を守ります。また、スピードは出し過ぎず、安全に乗れるスピードを守ります。
- 6 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶるようにします。また、道路では左側通行をします。
- 7 自転車を学校にとめるときは、運動場の門の内側にそろえてとめます。
- 8 キックボード、リップスティックなどは、道路・駐車場などで乗りません。
- 9 5時には家に帰ります。（休日も同じです。）
- 10 運動場では、自転車に乗ったり、おかしを食べたりしません。
- 11 「だれと」「どこへ」「何をしに」「何時ごろ帰るか」を家の人に知らせてから出かけます。
- 12 よその家に行ったとき、その家の大人の許しがないと、その家には上がりません。
- 13 友達とお金や物（カード、ゲームソフトなど）の貸し借りはしません。
- 14 ゲームをする時は、家でします。（学校や公園などに持って行きません。）
- 15 インターネットを利用したゲームは、お家の人の許可を得てからします。（ゲームの交換・通信も。）
- 16 子供だけでバスに乗ったり校区外には行ったりしません。（「校区」とは統合前の学校区のこと。）
- 17 外で遊ぶときは、一人では遊ばないようにします。
- 18 危ない遊び（エアガン、火遊び、ドローンなど。）は、絶対にしません。
- 19 危険な場所では、遊びません。
（道路、空き家、田畑、駐車場、がけ、海、波止場、池、山など。）
- 20 魚釣りをする時は、必ず大人の人といっしょに行きます。



ふしんしゃ み まも
○不審者から身を守ろう。

あいことば
合言葉は「**いかのおすし**」です。

し ひと
①知らない人に「ついていかない」

し ひと くるま
②知らない人の車には「のらない」

なに
③何かあったら「おおごえを出す」

なに に
④何かあったら「すぐ逃げる」

なに
⑤何かあったら「すぐに知らせる」

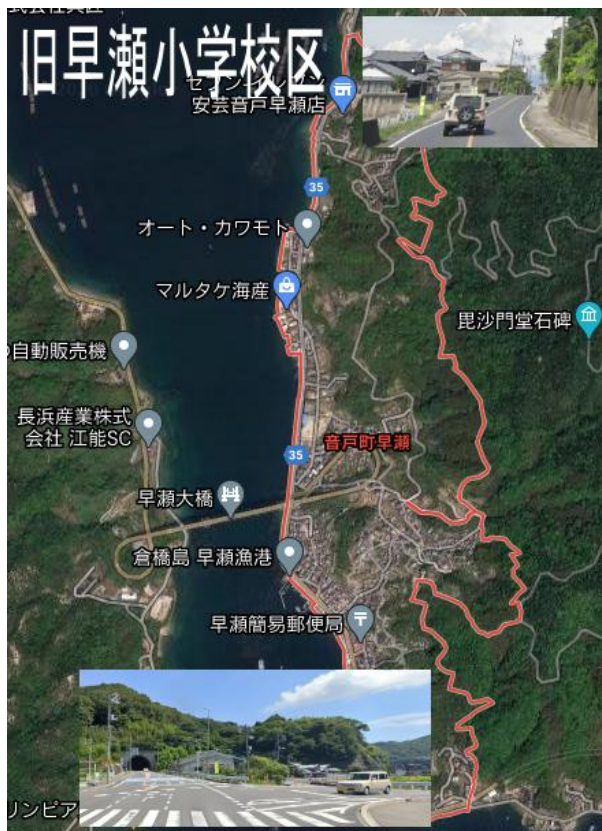
きんきゅうひなんばしょ
緊急避難場所は、「こ
ども110番」のある家
（お店）です。

※不審電話に気を付けましょう。変だなと思ったら、すぐ家の人や学校に知らせましょう。

※先生から児童の携帯電話を通して連絡する



ことはありません。



旧奥内小学校区



旧宇和木小学校区

